

事務連絡
令和7年5月21日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」（令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。）により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い令和7年3月診療分（4月請求分）までの対応を可能としつつ、令和7年4月診療分（5月請求分）以降に係る医療機関及び薬局から請求を行うことが出来なくなることをお知らせさせていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和7年4月診療分（5月請求分）以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和7年3月診療分（4月請求分）までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、貴会会員に対しその旨を周知いただくようよろしくお願ひいたします。

記

1. 令和7年4月診療分（5月請求分）以降の請求について（再周知）

令和7年3月31日事務連絡のとおり、交付金による新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和7年3月診療分（4月請求分）の請求をもって終了しているため、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）は、令和7年4

月診療分（5月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求は受け付けないこととなりますので、貴会会員へ周知いただくようお願ひいたします。

2. 令和7年3月診療分（4月請求分）までの請求に係る再審査請求について
医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分（4月請求分）
までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚
生労働省においてその取扱いを検討しています。

このため、別紙「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取
扱いについて」（令和7年5月21日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策
部感染症対策課事務連絡）のとおり、厚生労働省から審査支払機関に対し、
再審査請求の取扱いを整理するまでの間、審査支払機関において医療機関及
び薬局からの請求を受け付けた場合、再審査請求を含めた全ての請求につい
て医療機関及び薬局に返戻又は審査支払機関において保留することを依頼し
ていますので、その旨御了知の上、貴会会員へ周知いただくようお願ひいた
します。

事務連絡
令和7年5月21日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了について」（令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。）により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い令和7年3月診療分（4月請求分）までの対応を可能としつつ、令和7年4月診療分（5月請求分）以降に係る医療機関及び薬局から請求を行うことが出来なくなることをお知らせさせていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和7年4月診療分（5月請求分）以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和7年3月診療分（4月請求分）までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、貴会会員に対しその旨を周知いただくようよろしくお願ひいたします。

記

1. 令和7年4月診療分（5月請求分）以降の請求について（再周知）

令和7年3月31日事務連絡のとおり、交付金による新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和7年3月診療分（4月請求分）の請求をもって終了しているため、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）は、令和7年4

月診療分（5月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求は受け付けないこととなりますので、貴会会員へ周知いただくようお願いいたします。

2. 令和7年3月診療分（4月請求分）までの請求に係る再審査請求について
医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分（4月請求分）
までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚
生労働省においてその取扱いを検討しています。

このため、別紙「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取
扱いについて」（令和7年5月21日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策
部感染症対策課事務連絡）のとおり、厚生労働省から審査支払機関に対し、
再審査請求の取扱いを整理するまでの間、審査支払機関において医療機関及
び薬局からの請求を受け付けた場合、再審査請求を含めた全ての請求につい
て医療機関及び薬局に返戻又は審査支払機関において保留することを依頼し
ていますので、その旨御了知の上、貴会会員へ周知いただくようお願いいた
します。